

北竜町内で建物を建築する方へ

○都市計画区域等

- ・町内全域が都市計画区域外、準都市計画区域外
- ・町内全域で用途地域も無指定
- ・一部地域で建築基準法第6条1項4号に規定する区域(※)があります
(※)確認申請が必要な区域：下記に記載の区域)
- ・建築基準法第68条の9に規定される、市町村条例による制限はありません

○防火関係区域等

- ・町内全域が防火地域外、準防火地域外
- ・一部地域で建築基準法第22条に規定する区域があります
(下記に記載の区域)

※下記に記載する区域以外でも建築基準法第6条1項1～3号に規定される建物は建築確認申請が必要になります

※工事届は全ての建築物について提出が必要です。

*工事届添付書類：配置図・平面図・立面図・矩計図・断面図

法6条1項4号、法22条に規定する区域(同じ範囲です)

